

# FRJ News Letter

Vol.4. December 2017

発行責任者 代表理事 小山英之 / 編集 事務局 檜山怜美

## Contents

### 特集：

多様性を力に

ー難民の子どもたちと教育をめぐるー

### 最近の活動

ニュース Pick Up

シェルター通信 ほか



FRJのシェルターで日本語学習に励む難民申請者

## 多様性を力に

### ー難民の子どもたちと教育をめぐるー



紛争または迫害から避難を余儀なくされている人が、世界中に6,560万人いるといわれています。うち2,250万人の人が国外にでて難民となっていますが、その約半数は子どもたちです。親とともに避難している子どももいれば、親とはぐれたり、やむを得ない事情により単身で他国へ渡る子どももいます。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、避難先で庇護申請をした大人の同伴者のいない子どもの数は2016年だけで7万5千人と、前年度の3倍を記録しました。こうした単身の子どもたちは、暴力の被害や密航業者による搾取の対象になりやすく、命のリスクも高まります。また、統計上把握されていない子どもたちもいるため、実際の数ははるかに多いといわれ、さらに家族離散のまま難民となった親と離れて暮らす子どももいます。紛争や暴力によってもっとも影響を受けているのが子どもたちなのです。昨年に採択されたニューヨーク宣言では、教育機会や必要なサービス、難民や移民の子どもたちの最善の利益などに関して、各国が責任を共有し協力して取り組むことが表明されています。

さらに、UNHCRによれば、学齢期（5～17歳）の難民の子ども約640万人の半数以上は学校に通っていません。家族が生きてゆくために、小さな子どもであっても働きに出なければならなかったり、教育へのアクセスが担保されていないなど、様々な事情があります。また、世界全体での高等教育学就学率が36%であるのに対し、難民に限れば1%と言われています。教育は基本的権利であるというだけでなく、地域によっては児童労働や性的搾取、少年兵としての強制動員などのリスクから子どもたちを守るとされます。そしてもちろん、難民の子どもたちが日常を取り戻し、一人ひとりが未来を切り開いていくために非常に重要で、それは社会全体にとっても同様です。特に、シリアをはじめ、紛争や暴力が長期化し住民の帰還が困難となっている国や地域については、避難先での先の見えない生活、子どもたちに必要な機会が与えられない状況が続くことへ懸念の声が上がっています。たとえ紛争が終結したとしても、国や社会を立て直していくであろう世代の力が失われてしまうことが危惧されているのです。

## 日本で暮らす難民の子どもたち

日本では、難民認定制度ができてから30年以上が経過し、70年代末から受け入れたインドシナ難民などを含むと、一定数の難民2世、3世の子どもたちが暮らしています。親と共に来日した子どもたちもいれば、親からの呼び寄せにより来日する子どもたちもいます。日本で生まれた子どももおり、日本国籍を取得している人もいます。そして、公式の統計はありませんが、昨今、单身あるいは適切な保護者なしに逃れてくる子どもも一定数います。また、母国でほとんど教育を受けられていなかったり、紛争などにより高等教育の機会を奪われ、日本での進学を希望する20歳前後の若者もいます。こうした学齢期の子どもやそれを過ぎてしまった若者たちは、すでに定住段階にあることもあれば、収容や送還の可能性がありながら、難民認定手続きの結果を待っていることもあります。法務省によれば、難民申請者総数が7,586人であった2015年、未成年（19歳以下）の申請者は562人でした\*。

日本では、難民に限らず外国にルーツを持つ子どもたちが多く暮らしています。在留資格の有無に関わらず、どの子どもにも等しく教育へのアクセスが保証されていますが、義務化はなされていません。高等教育へもアクセスはあるものの、受験や授業料の支払いという課題をクリアしていかなければなりません。難民の子どもたちは、進学や就職、日本文化への向き合い、言語や自身のアイデンティティへの戸惑い、地域や学校での生活、家族との関係性、国籍などについて、外国にルーツを持つ他の子どもたちと共通する点もあれば、特有の事情を抱えることもあります。子どもたちの親も、経済状況や教育文化の違い、言葉の壁などによって、学校や地域、家庭の中で、様々な心理的負担・不安を抱えながらも、異国での子育てに取り組んでいます。

\*2016年12月13日提出の糸数慶子参議院議員による質問主意書への政府回答より。

日本が受け入れてきた難民の数（1978～2016年）	
インドシナ難民	11,319人
第三国定住難民	123人
条約難民*1	688人
その他の庇護を受けた人*2	2,543人
合計	14,673人

法務省発表「平成28年における難民認定者数等について」（2017年3月24日付）より、なんみんフォーラム作成

\*1 インドシナ難民あるいは第三国定住難民として受け入れられた後、条約難民として認められた人もおり、数が重複している場合があります。

\*2 難民としては認められなかったけれども、人道上の配慮を理由に日本への在留が認められた人。インドシナ難民、第三国定住難民、条約難民と異なり、公的な定住支援を受けることはできません。

## 難民と教育をテーマに全国支援者会議を開きました

難民の子どもたちに関わるステークホルダーは多岐に渡ります。政府や行政に加えて、児童福祉関連機関、教育機関や現場に携わる教職員、地域の支援者・住民、市民団体、そして企業など様々です。FRJでは、2015年度から難民支援に携わる実務家やNGOなどを集めた全国会議を都内で企画してきましたが、今年は10月末に難民の子どもたちと教育をテーマに開催し、支援関係者間の課題の共有と、ネットワークの深化・拡充を目指しました。冒頭に、早稲田大学大学院日本語教育研究科の池上摩希子教授より、外国にルーツを持つ子どもたちの日本語教育・学校教育・地域支援について講義をいただいたのち、セッションと分科会を設けました。前半は、ケースワークからみた課題を石川美絵子氏（日本国際社会事業団）から、学習支援の現場から見た課題を矢崎理恵氏（さぼうと21）から報告をいただきました。また、実際に親の呼び寄せによって来日した当事者の登壇もいただき、貴重な当事者の声や経験に、参加者の反響も大きくありました。後半の部

では、第三国定住難民への支援について西岡淳氏（アジア福祉教育財団難民事業本部）から、難民向けの奨学金制度について泉田恭子氏（国連UNHCR協会）から、それぞれ現在の取り組みと課題の共有をいただき、質疑応答やディスカッションを行いました。分科会では、進路・キャリア形成を取り上げた会と、難民と国籍・無国籍の問題を取り上げた会とにわかれ、それぞれにスピーカーとして、人見泰弘准教授（名古屋学院大学国際文化学部）、金児真依氏（UNHCR駐日事務所）を迎えました。

難民の子どもたちやその家族は、葛藤や生き難さを抱えながらも、私たちが勇気付けられるような豊かさやパワーももっています。日本社会がそれをどう受け入れていくことができ、その中で支援現場はどのような役割を担っていけば良いのか、議論はつきません。それぞれの活動の特色を生かしながら、より良い連携・協力を繋げていけるよう、これからもFRJでは支援現場の関係強化に向けた取り組みを続けていきます。

\*本事業は、独立行政法人福祉医療機構（WAM）助成事業として実施しております。



首都圏、名古屋、大阪、福岡に拠点をおく、難民支援NGO、教育機関、国際機関などの関係者約40名が参加しました。



難民と国籍・無国籍に関する分科会の様子。難民の子どもたちの中には、親が難民であるがために大使館に行けないなどの事情によって、日本ではあるだろうと判断されがちな自分の国籍を証明することに、困難を抱えている人もいます。



# 最近の活動

## 外務大臣へ保護費に関する提案書を送付

生活困窮者と認められる難民認定申請者に対しては、難民事業本部を通じて生活支援金（保護費）が支給がされています。保護費受給のためには審査がありますが、特に就労許可のない人や、健康状態などの事情により就労できない人にとっては、非常に重要な制度です。一方、全国の支援現場へは制度と実情とのギャップによって、最低限の安全と生活が確保できていない難民認定申請者からの相談が日々届いています。FRJでは、そうした現場の声をとりまとめ、現状改善に向けた案として、2017年6月に保護費に関する2つの提案書を外務大臣へ提出しました。

\*本政策提言については、独立行政法人福祉医療機構（WAM）助成事業の中でとりまとめを行いました。

## 支援者セミナーを開催

2017年11月9日、都内で審査請求制度に関するセミナーを開催し、NGO関係者23名が参加しました。行政不服審査法が50年ぶりに改正され、2016年4月以降の難民不認定処分等に対する不服申立てについては、現在は審査請求制度が適用されています。セミナーでは高橋清弁護士より、一次審査から審査請求までの流れ、また不服申し立ての手続きが従来の「異議申し立て」から「審査請求」になったことにより何が変わるのかについてご講義をいただいたのち、個別支援の中での留意点などを含め参加者間での議論、情報共有を行いました。

\*本事業は、独立行政法人福祉医療機構（WAM）助成事業として実施しております。



## 台北での難民支援NGO地域会合に参加

2017年10月末、台湾・台北で東アジア地域で難民支援に取り組むNGOの会議が開かれ、FRJ事務局も参加しました。FRJも加盟するアジア太平洋の難民の権利ネットワーク（APRRN）が主催したものです。開催地の台湾では「難民法」草案が2016年に一読会を通過し、今後の動向に注目が集まります。最終日には一般向けのシンポジウムを開き、台湾、韓国、香港、日本の実務家やNGO関係者、支援活動にも携わる難民当事者が登壇し、各国の状況や市民社会の取り組みを発表し、会場とも盛んな議論を交わしました。



## その他の活動

- 法務省および日本弁護士連合会との難民問題に関する三者協議会を定期開催（2012年からの継続開催）
- 1月～3月 支援関係者向けケースマネジメント研修を東京・大阪・名古屋で実施（写真右上）
- 3月7～9日 インドネシアでの収容代替措置に関するワークショップ（国際拘禁連盟主催）へFRJメンバーと事務局が参加
- 6月23日 世界難民の日に際し、ブース型イベント「FRJオープンデー」を開催
- 8月28日 第三国定住に関するUNHCR・政府・NGOによる三者協議会（ATCR）へ日本から参加した支援関係者による報告会を開催
- 10月17日 難民申請者への無料歯科治療事業意見交換会開催（写真右下）  
\*独立行政法人福祉医療機構（WAM）助成事業
- 11月 難民保護と人道支援に従事する団体が参加するネットワーク、日本UNHCR・NGO評議会（J-FUN）へ加盟。国外で活動する団体との協働にも取り組んでまいります。
- 12月14日 大阪で支援者セミナーを開催し、NGO関係者やメディア関係者20名ほどが参加。昨今の難民にかかる法制度の運用状況と大阪での状況を参加者間で議論しました。



## インターン紹介

FRJ事務局はインターンさんの活躍に支えられています！

初めまして。10月よりFRJのインターンに参加させていただいております、青木と申します。大学では社会学を専攻しており、特に、国内の社会保障の分野に取り組んできました。インターンに参加し始めた時期が、難民支援者全国会議の開催の時期とちょうど重なったため、まずはそちらの準備のお手伝いからさせていただきました。インターンに参加するまで、難民問題に対し、多くの議論が起きている海外と、どこか対岸の火事であるかのように扱う日本国内の意識との温度差に、違和感を覚えていました。しかし、全国会議では、非常に高い問題意識と解決姿勢を持つ、国内の様々な支援団体の方たちのお話を聞くことができました。そこで、そうした方々を繋ぐネットワーク組織である、FRJのインターンに参加することに強いやりがいを感じました。FRJのインターンでは、会議の準備や広報、シェルターに滞在している難民の方の支援などを行なっています。政策提言から難民の方へのきめ細かいサポートまで、幅広い難民支援に携わることができ、また、そうした支援を通して日々新しい発見をすることができるので、とても楽しいです。

難民に関する政策や国内外の動きをご紹介します！

- 2017年3月 難民支援協会が開始した民間主導プログラムより、トルコからのシリア難民の若者が来日
- 2017年3月 法務省が親を伴わない年少者等に対する立会いの試行を開始
- 2017年3月24日 平成28年における難民認定者数等について法務省が発表
- 2017年6月1日 「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」試行。難民認定の権限が地方入国管理局長に委任され、再申請用の難民申請書が新設される。
- 2017年6月13日 名古屋高裁で2016年に難民不認定処分取消が確定した2件について、法務大臣により再び難民不認定処分がとされる。
- 2017年7月28日 法務省より、難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議委員会による報告書「難民認定制度運用の見直し状況に関する検証結果について」が発表される。
- 2017年8～9月 国際協力機構（JICA）が実施するシリア難民留学生受け入れ事業で19名の留学生が来日し、広島で3週間半のオリエンテーションを受ける。
- 2017年9月8日 国際協力機構（JICA）シリア難民留学生受け入れ（第2年次）募集開始を公表
- 2017年9月26日 第三国定住難民（第8陣）が来日  
ーマレーシアに一時滞在していたミャンマーからの難民8家族28名が来日

## シェルター通信

FRJは、カトリック東京大司教区の難民用緊急シェルター「ひかりハウス」の運営を行っています。

ハウスは、イエズス会の光延一郎神父のご実家で、東京教区に寄贈されたものです。難民それぞれの個室に加え、共用のリビングとキッチン、シャワールーム、トイレが完備されています。

ここ最近では家族の方が入居されることが多くなっています。現在いらっしゃるご家族は、気さくで明るい方たちですが、毎日の日本語学習に熱心に取り組む姿勢に驚かされます。朝から晩まで、熱心に取り組んでいて、わからないところはお互い教え合いながら、家族で一致団結して勉強に励んでいる姿をよく目にします。来日した際、日本語は「こんにちは」と「ありがとう」しか知らなかったそうです。しかし、半年たった今では、日常会話ができるほど上達していて、以前よりもスタッフとの日本語の会話が増えました。それでも、彼らは満足せず、「もっと日本語を話せるようになりたい」とよく口にします。謙虚



でありながらも、将来に向かって一步一步進もうとするその姿勢に、私たちはどう応えるべきか。私は、改めてもう一度、深く考えるべきだと思いました。FRJでは今後とも、居住者が安心して生活できるシェルターの運営に取り組んで参ります。皆さまのご理解とご支援を、よろしく願いいたします。

(FRJ事務局インターン 青木)

難民へのご支援  
をお願いします

郵便振込にて受け付けております。

口座記号番号：00180-0-652128

特定非営利活動法人なんみんフォーラム

2万円あれば

空港で庇護を求めた難民1名へ  
1ヶ月間の生活支援ができます。



4万円あれば

難民のための緊急シェルターの

1ヶ月間の水道高熱費を支えられます。

